

組織会員への HP 編集権限（アカウント）の発行に関する取り決め（案）

1. RA 協議会の組織会員にアカウントを発行し（以下これを組織会員アカウントと呼ぶ）、現在「シェア（みなさまから頂いた情報）」とカテゴライズする枠内に記事を直接投稿できる権限を提供します。
2. 組織会員アカウントの各組織における取扱い責任者は、代議員がこれを兼ねるものとします。
3. 組織会員アカウントによって投稿できる情報は、次の条件を満たすものとします。

- ① 代議員の所属する組織のウェブサイトに掲載されている情報であること
- ② RA 協議会の設置趣旨に合致する情報であること
- ③ RA 協議会の事業内容に関連する情報であること

4. 組織会員アカウントから投稿できる記事の構成要素は「タイトル、情報に関する簡潔な説明文、情報源へのリンク」とし、情報の実質についてはリンク先に移動して閲覧するものとします。また問い合わせ先（機関名称、担当者名等）の明記を必須とします。
5. 掲載記事は情報発信委員会の判断で掲載を削除する場合があります。

今回発行するアカウントは、大学等の「組織」に対応します。会員各組織から選出された代議員各位におかれましては、パスワード等を目の届く範囲で管理していただけますようお願いいたします。記事作成の実作業については、担当を定めて権限を委譲するなどして行われるものと推察いたします。各組織における具体的手続きについては、これを代議員の皆様にお任せいたします。

<メモ>

項目3の条件①の設定背景は、<当該情報を掲出することに伴って発生する作業と責任>のすべてを掲出者ご本人に直結させるための条件の整理を意図しています。

従いまして、RA 協議会のホームページには、情報の中身そのものを書き込まず、かならずご自身の所属大学の公式サイトに呼び寄せて（ジャンプして / リンクして）から情報を提供するような手順を保ってください。

20160921